

【行政書士法】

(業務)

第一条の二

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、**官公署に提出する書類**その他**権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）**を作成することを業とする。

- 2 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の三

行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

- 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等について代理すること。
 - 二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。
 - 三 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。
 - 四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。
- 2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

第一条の四

前二条の規定は、行政書士が他の行政書士又は行政書士法人の使用人として前二条に規定する業務に従事することを妨げない。